

## 川越市新規創業者支援資金融資要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市（以下「市」という。）において、新たに事業を開始しようとする者等に対し、事業経営に必要な資金の融資を行うことにより、新規事業の創設及び雇用機会の創出を促進し、もって産業の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業者 次の表に掲げる産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第23項各号に規定する者をいう。

法第2条 第23項 第1号	事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する創業の場合であって、当該事業を営んでいない個人が融資取扱金融機関がこの要綱による融資を行った日から1月以内（法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業（以下「認定特定創業支援事業」という。）により、経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、融資取扱金融機関がこの要綱による融資を行った日から6月以内）に、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
法第2条 第23項 第2号	事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する創業の場合であって、当該個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの
法第2条 第23項 第3号	事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する創業の場合であつて、当該事業を営んでいない個人が融資取扱金融機関がこの要綱による融資を行った日から2月以

	内（認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、融資取扱金融機関がこの要綱による融資を行った日から6月以内）に、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
法第2条 第23項 第4号	事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する創業の場合であつて、当該新たに設立された会社の設立の日以後5年を経過していないもの
法第2条 第23項 第5号	中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する創業の場合であつて、当該創業を行おうとする会社が当該創業を行う具体的な計画を有するもの
法第2条 第23項 第6号	中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する創業の場合であつて、当該新たに設立された会社の設立の日以後5年を経過していないもの

(2) 融資取扱金融機関 埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と債務保証契約を締結した金融機関であつて、別表に定めるものをいう。

(3) 融資依頼 創業者からの融資申込に対して、市が行う融資取扱金融機関への依頼をいう。

（融資条件）

第3条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 運転資金及び設備資金
- (2) 融資限度額 総額2,000万円
- (3) 融資期間

ア 運転資金 融資を受けた日から10年以内

イ 設備資金 融資を受けた日から10年以内

(4) 据置期間 融資を受けた日から1年以内

(5) 返済方法 分割返済。ただし、繰上返済を妨げない。

(6) 担保 原則として不要

(7) 保証人

ア 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要

イ 個人 不要

(8) 貸付利率 年0.9パーセント

(9) 信用保証 保証協会による保証

(融資依頼対象者)

第4条 融資を受けようとする者は、次に掲げる資格を備えていなければならないものとする。

(1) 創業者であること。

(2) 融資申込みの日において、個人にあっては住所を、法人にあっては事業所を市内に有し、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種の事業（保証協会が保証の対象としない業種の事業を除く。）を市内において営むこと又は営んでいること。

(3) 市税の納税義務者である場合は、納期限が到来した当該市税に未納がないこと。

(4) 許認可等を必要とする事業にあっては、当該許認可等を受けていること。

(5) 保証協会の代位弁済を受けた者にあつては、その債務者及び保証人は、その代位弁済による債務を完済していること。

(保証人)

第5条 保証人は、納期限が到来した市税に未納がない者であつて、融資を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(申込手続)

第6条 融資を受けようとする者は、あらかじめ融資取扱金融機関で

事前相談をした後、川越市新規創業者支援資金融資申込書・川越市新規創業者支援資金融資依頼書（様式第1号）及び川越市新規創業者支援資金融資創業計画書（様式第2号）に添付書類を添えて、市長に提出するものとする。

（必要書類の提出）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、前条に規定する申込書を提出した者（以下「申込者」という。）から必要な書類の提出を求めることができる。

（融資依頼の決定）

第8条 市長は、申込者及び保証人について必要な審査を行い、融資依頼の適否を決定するものとする。また、必要がある場合は、関係機関と協議のうえ決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により融資依頼を決定したときは、速やかに川越市融資依頼決定書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとし、同時に川越市新規創業者支援資金融資申込書・川越市新規創業者支援資金融資依頼書に必要な事項を記載し、融資取扱金融機関に送付するものとする。

（融資の審査等）

第9条 融資取扱金融機関は、前条第2項に規定する融資依頼書を受理したときは、速やかに融資の適否の審査を行うものとする。

2 融資取扱金融機関は、前項の審査により融資を行うことが適当と判断したときは、保証協会が定める申込書等を保証協会に提出し、信用保証の依頼を行うものとする。

3 保証協会は、保証の承諾をすることが適当と判断したときは、信用保証書を融資取扱金融機関に交付するものとする。

（融資の実行）

第10条 融資取扱金融機関は、借入手続を完了した者に対し、速やかに融資を行うものとする。

（融資実行報告書等の提出）

第11条 融資取扱金融機関は、当月の融資実行分を翌月10日まで

に川越市融資実行報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

2 融資取扱金融機関は、融資条件を変更したときは、速やかに川越市融資条件変更報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（利子の補給）

第12条 市長は、第1条の目的を達成するため、融資取扱金融機関に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとする。

2 前項の規定による利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

2 改正後の第4条第2号及び第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に融資取扱金融機関が行った川越市新規創業者支援資金融資について適用し、同日前に融資取扱金融機関が行った川越市新規創業

者支援資金融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に融資取扱金融機関が行っている川越市新規創業者支援資金融資に係る預託については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。
- 3 改正後の第3条第8号の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の第6条の規定による申込みをし、当該申込みに基づき融資取扱金融機関が行った川越市新規創業者支援資金融資について適用し、同日前に改正前の第7条の規定による申込みをし、当該申込みに基づき融資取扱金融機関が行った川越市新規創業者支援資金融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

別表（第2条関係）

金融機関名	支店名
埼玉りそな銀行	川越支店・本川越支店・川越南支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・狭山支店・新狭山支店
みずほ銀行	川越支店・川越駅前支店
三菱UFJ銀行	川越支店
三井住友銀行	川越支店・上福岡支店
武蔵野銀行	川越支店・川越南支店・新河岸支店・霞ヶ関支店・大井支店・鶴ヶ島支店・所沢支店・新所沢支店・東所沢支店・狭山西支店・入曾支店・西上尾支店
足利銀行	川越支店
八十二銀行	川越支店
東和銀行	川越支店・霞ヶ関支店・大井町支店
群馬銀行	川越支店
埼玉縣信用金庫	川越支店・新河岸支店・川越南支店・川越西支店・霞ヶ関支店・上福岡支店・鶴ヶ島支店・鶴ヶ島北支店・ふじみ野支店・坂戸支店
飯能信用金庫	川越支店・川越石原町支店・南大塚支店・霞ヶ関支店・笠幡支店・鶴ヶ島支店・ふじみ野支店・三芳支店・さいたま支店
青梅信用金庫	川越支店